保育安全計画

2025 (令和7). 4. 1 ふれあい大和保育園

保育安全計画

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検	○備品・遊具点検 ・玩具の破損等の チェック	○防火設備点検 ・消火器の期限の確認等 ・火災警報器の確認	○避難経路先確認・周辺の道路の工事予定の確認・経路が使用可能か等	○散歩コース確認・コースの交通量・危険箇所の確認等	○備品・遊具点検 ・食器等の破片等の チェック	○防火設備点検・消火器の期限の確認等・火災警報器の確認
月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
重点点検	○避難経路先確認 ・こども 110 番の家等 の確認	○散歩コース確認 ・休憩できる場所の 確認等	○備品・遊具点検・玩具の破損等のチェック・AED 電極パッドの期限の確認等	○防火設備点検 ・消火器の期限の確認等 ・火災警報器の確認	○避難経路先確認・周辺の道路の工事予定の確認・経路が使用可能か等	○散歩コース確認・危険な遊具等の確認

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
事故防止及び事故発生時のマニュアル	2019年4月1日	2025年10月1日	事務室にて保管
□ 午睡(窒息)	2019年4月1日	2025年10月1日	
□ 食事(窒息)	2019年4月1日	2025年10月1日	重大事故防止マニュアル内に記載
□ プール・水遊び(溺死)	2019年4月1日	2025 年 10 月 1 日	
□ 園外活動	2023年5月1日	2025年10月1日	園内の壁に表示
□ 降雪	2023年9月1日	2025年10月1日	重大事故防止マニュアル内に追加する
災害時マニュアル	2023年5月1日	2025年10月1日	園内の壁に提示
風水害マニュアル	2023年6月1日	2025年10月1日	園内の壁に提示
119 番対応時通報時ポイント	2019年4月1日	2025年10月1日	重大事故防止マニュアル内に記載、
通報の流れ	2019年4月1日	2025年10月1日	事務室に提示
不審者対応時マニュアル	2019年4月1日	2025年10月1日	事務室に提示

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導(認可外保育施設の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3月
	○交通安全	○事故発生時	○室内での安全管理	○災害発生時
乳児・1歳以 上3歳未満児	・職員が模範的な行動を取る ・車の側が危ないことを伝える	・不安から泣き出さないように、保育士がしっかりとあやすことに専念する ・保育士から離れないことを言い聞かす こと。又、離れないように手を繋いで いること	・小さい玩具など、誤って飲み込んでしまいそうなものがないかチェックする ・乳幼児突然死症候群(以下 SIDS)を 回避するため、寝ているときの向きな どに細心の注意を払う	・一人でどこかに行かないよう保育士が 近くにいることを徹底する ・避難場所に混乱しないように、何度か 散歩に行って場所に慣れさせておく
3歳以上児	○交通安全・むやみに道路に出ない、車の近くで遊ばないことなど・交通安全に因んだクイズの出題・交通安全を題材にした絵本を読み聞かせる	○事故発生時・自分・他人に関わらず違和感を覚えたら、先生を大声で呼ぶように指導する・ぶつかって怪我をさせる恐れがため、常に走り回らないことを教える	 ○室内での安全管理 ・喉に詰まりやすいものを食事に出さない、アレルギーを確認する等、食事には十分気を付ける ・脱水に気を付けて、定期的に水分補給する時間を確保する 	○災害発生時・保育士の特定の言葉、合図で集合するなどの決まりを作る・保育士の指示に従うこと、また通常と違う環境に不安で泣いてしまわないように、日ごろから避難訓練を行う

(2) 保護者への説明・共有

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3月
○交通安全	○事故発生時	○室内での安全管理	○災害発生時
			・保護者との連絡手段を確立し、すぐに迎えに行ける
・家でもしっかりと交通安全について	・保護者との連絡手段を確立し、すぐに	・乳幼児突然死症候群(SIDS)の危険	よう、あらかじめ緊急連絡先を決めてもらう
指導する	迎えに行けるよう、あらかじめ緊急連	を回避するために、家の中でも目を離	・こどもの安否確認ができるように優先的に保護者に
・(1)の内容を文章化、保護者に	絡先を決めてもらう	さないことを伝える。	連絡をする
書類として配布し周知してもらう	・(1)の内容を文章化、保護者に書類	・(1)の内容を文章化、保護者に書類	・(1)の内容を文章化、保護者に書類として配布し周
	として配布し周知してもらう	として配布し周知してもらう	知してもらう

◎訓練・研修

(1)訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	○避難訓練の意味、目的	○非常事態時の連絡手段	○地震の対応確認	○突発的な訓練を行う	○火災時の対応	○地震の対応確認
避難	の周知	の確保	・園外活動時の児童を安			
訓練等		・非常時の合図の確認	全な場所に集める訓練	・児童、職員に知らせず	・水遊び中に行なう訓練	・午睡中に行う訓練
※ 1	・災害時の引き取り方法	・171を使用しての	・保育士の指示に従い	に行い災害時の行動を	・水の事故が起きないよ	・寝ている児童を安全に
	を保護者へ周知	連絡手段の確認等	身を守る訓練	冷静に判断する訓練	うに避難する訓練	避難させる訓練
	○エピペン使用方法確認	○気道内異物除去の対応	○心肺蘇生法の対応	○不審者対応	○熱中症対策	○熱中症対策
その他						
× 2	・保管場所の確認等	・背中の叩く位置の確認	・対処方法の訓練	・マニュアルの確認	・水分補給の徹底	・水分補給の徹底
X 2	・アレルギーがある子	・講習動画の視聴	・講習動画の視聴	・避難経路の確認	・水遊び時の注意の徹底	・エアコンの点検
	の確認、周知					
月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月
	○地震→火生時の対応	○火災時の対応	○活動中の避難訓練	○火災発生時の対応	○地震→火災の対応確認	○突発的な訓練を行う
避難	・園外活動時の児童を安		(地震)		・自分の身を守る体勢	
訓練等	全な場所に集める訓練	・口や鼻を覆う訓練	・指示に従う	・口や鼻を覆う訓練	を取る訓練	・児童、職員に知らせず
※ 1	・保育士の指示に従い	・保育士の指示に従い	・危険箇所を判断し、安	・保育士の指示に従い	・保育士の指示に従い	に行い災害時の行動を
	身を守る訓練	身を守る訓練	全な場所へ移動する	身を守る訓練	身を守る訓練	冷静に判断する訓練
	○心肺蘇生法の対応	○インフル、	○不審者対応	○エピペン使用方法確認	○本部にて集合研修会を	○気道内異物除去の対応
その他		ノロ予防の徹底			実施	
	・AED の場所の確認		・マニュアルの確認	・保管場所の確認等		・背中の叩く位置の確認
※ 2	・乳児と児童の違い確認	・手洗いうがいの徹底	・避難経路の確認	・アレルギーがある子の		・講習動画の視聴
		・エアコンの点検		確認、周知		

^{※1 「}避難訓練等」・・・認可外保育施設指導監督基準第3の1(2)の規定に基づき定期的に実施する避難及び消火に対する訓練

^{※2 「}その他」・・・「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)、不審者対応等

(2)訓練の参加予定者(全員参加を除く。)

訓練内容	参加予定者
不審者対応訓練(6月・12月)	花田・吉ノ薗・倉林・内田・前里・唐澤・浦野
一次救命処置・心肺蘇生法訓練(6月)	吉ノ薗・倉林・唐澤

(3)職員への研修・講習(園内実施・外部実施を明記)

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3月
・不審者対応訓練を行う	・様々な災害を想定した避難訓練	・警察署員を招き、不審者対応訓練	・グループにて集合研修会
・グループにて集合研修会(保育部会)	の実施	を行う(2月)[外部実施]	(保育部会)を実施
を実施			
・消防署から消防士を招き、一次救命			
処置・心肺蘇生訓練法訓練を行う			
(6月17日)[外部実施]			

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする 保育安全研修(第3四半期頃)

- ◎再発防止策の徹底(ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等)
 - ・ヒヤリ・ハットが発生した保育園で報告書を作成し本社に報告、FKRフォルダに格納された報告書をグループ保育園にて共有・交付し、保育園全職員の 周知を目指す。
 - ・ネットニュースを確認
- ◎その他の安全確保に向けた取組(地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等)
 - ・保育 ICT の導入
 - ・提携している医療機関と連携

`	4	=	-
7	Ħ	류	己.

2023年10月1日 見直し(再点検)を実施

2024年2月1日 ◎訓練・研修内 の項目 (1)訓練のテーマ・取組 を変更

(2)訓練の参加予定者 を変更

2024年10月1日 見直し(再点検)を実施

2025 年 3 月 22 日 ◎訓練・研修内 の項目

(1)訓練のテーマ・取組 を変更

(2)訓練の参加予定者 を変更

(3) 職員への研修・講習(園内実施・外部実施を明記)を変更

◎その他の安全確保に向けた取組

(地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等)を変更

2025年10月1日 見直し(再点検)を実施